

「皮膚テストの手引き2025」の 利益相反事項の開示について

一般社団法人日本アレルギー学会は、「利益相反委員会」を設置し、内科系学会とともに策定した「医学系研究の利益相反（COI）に関する共通指針」に基づき、学会員のCOIの状況を公正に管理している。「皮膚テストの手引き2025」の策定に関する委員会では、アレルギー学に関係する企業・組織または団体との経済的関係に基づき、作成WGメンバーらのCOIの状況について過去3年間（2022年1月1日～2024年12月31日）の申告を得た。

＜利益相反事項開示項目＞ 該当する場合具体的な企業名（団体名）を記載、該当しない場合は”該当なし”と記載した。

■COI自己申告項目

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額（1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上）
2. 株の保有と、その株式から得られる利益 （1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有する場合）
3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬（1つの特許使用料が年間100万円以上）
4. 企業や営利を目的とした団体より、会議の出席（発表、助言など）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬 （1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上）
5. 企業や営利を目的とした団体が作成するパンフレット、座談会記事等の執筆に対して支払った原稿料 （1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上）
6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費 （1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、実験など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた総額が年間100万円以上）
7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄附金 （1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた総額が年間100万円以上）
8. 企業などが提供する寄附講座（企業などからの寄附講座に所属している場合） ＊実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた総額が年間100万円以上
9. その他の報酬（研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など）（1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上）

■COI自己申告内容

一部の企業・団体名について次のように略す。企業名は2025年7月現在の名称とした。

GSK：グラクソ・スミスクライン、ノバルティス：ノバルティスファーマ、ヴィアトリス製薬：ヴィアトリス

監修・作成WGメンバー氏名	開示項目	企業・団体名
後藤 穰	4	鳥居薬品、杏林製薬、Meiji Seika ファルマ
加藤則人	4	大塚製薬、マルホ、日本イーライリリー、アッヴィ、サノフィ、大鵬薬品工業、レオ ファーマ、ファイザー、鳥居薬品
	6	アッヴィ、レオ ファーマ、マルホ
	7	田辺三菱製薬、アッヴィ、レオ ファーマ、マルホ、鳥居薬品、サンファーマ
永田 真	4	アストラゼネカ、ノバルティス、GSK、サノフィ、杏林製薬
矢上晶子	4	大塚製薬、サノフィ、大鵬薬品工業、田辺三菱製薬、日本イーライリリー
	6	アムジェン、サノフィ、大鵬薬品工業、ノバルティス、マルホ、キヤノンメディカルダイアグノスティックス、ホーユー
伊藤友章	4	日本イーライリリー、レオ ファーマ、サノフィ、田辺三菱製薬、大塚製薬
猪又直子	7	マルホ
岡野光博	4	杏林製薬、サノフィ、GSK、Meiji Seika ファルマ、トゥーコネクト、大鵬薬品工業
中込一之	4	アストラゼネカ、GSK、サノフィ
海老澤元宏	4	ヴィアトリス
	6	サノフィ、ノバルティス、日本イーライリリー、ARS Pharma

※以下の委員については、特に申告事項なし

岡藤郁夫、佐藤さくら、福富友馬、二村恭子、湯田厚司

＜組織としての利益相反＞

日本アレルギー学会の事業活動及び「皮膚テストの手引き2025」の策定に関連して資金提供が行われた企業名を記載する。 （対象期間：2022年8月1日～2024年7月31日）
1) 日本アレルギー学会の事業活動に関連して、資金（寄附金等）を提供した企業名
学会HPに掲載
2) 「皮膚テストの手引き2025」策定に関連して、資金を提供した企業名
該当なし